令和4年度版

暮らしの支援情報

雄武町

目　次

1 福 祉・介 護

(1)重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成 2
(2)災害弔慰金等の支給 ・・・・・・・・・・・2
(3)敬老会賄費等助成 ・・・・・・・・・・・・・3
(4)高齢者交通費助成 ・・・・・・・・・・・3
(5)高齢者等入浴優待券交付 ・・・・・・3
(6)障害者等日中一時支援 ・・・・・・・・3
(7)手話通訳者派遣 ・・・・・・・・・・・・・・・4
(8)障害者等移動支援 ・・・・・・・・・・・・・4
(9)障害者等生活サポート ・・・・・・・・4
(10)障害者等日常生活用具給付 ・・・5
(11)重度身体障害者ハイヤー料金助成 5
(12)身体障害者自動車運転免許取得費助成 5
(13)身体障害者用自動車改造費助成 5
(14)補装具費支給 ・・・・・・・・・・・・・・・6
(15)自立支援医療費(更生医療)支給 6
(16)自立支援医療費(育成医療)支給 6
(17)養育医療費支給 ・・・・・・・・・・・・・7
(18)障害福祉サービス ・・・・・・・・・・・・・7
(19)児童扶養手当支給 ・・・・・・・・・・・7
(20)特別児童扶養手当支給 ・・・・・・8
(21)緊急通報システム設置 ・・・・・・・・8
(22)防犯用電話自動応答録音装置購入助成 8
(23)家族介護用品支給 ・・・・・・・・・・・9
(24)介護予防・生活支援ｻｰﾋﾞｽ事業 9
(25)精神障害者等通院交通費助成 9

2 子育て

(1)妊活応援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2)安心出産支援事業 ・・・・・・・・・・・・・10
(3)子ども医療費助成 ・・・・・・・・・・・・・・10
(4)産後ケア事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・10
(5)児童手当支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・11
(6)すくすく赤ちゃん応援助成 ・・・・・・・・11
(7)一時預かり事業 ・・・・・・・・・・・・・・・11
(8)新生児等聴覚検査費助成事業・・・11

3 教 育

(1)スポーツ振興事業補助 ・・・・・・・・・・12
(2)芸術文化振興事業補助 ・・・・・・・・・12
(3)要保護・準要保護児童生徒就学援助 12
(4)児童生徒検定チャレンジ促進助成 ・・・13
(5)雄武高等学校生徒資格取得支援助成 13
(6)雄武高等学校入学支援助成 ・・・・・・13
(7)雄武高等学校見学旅行参加助成 ・・・13
(8)雄武高等学校卒業生奨学金制 ・・・14
(9)雄武高等学校卒業生新生活応援
給付金制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(10)学校給食費助成 ・・・・・・・・・・・・・・・14
(11)医師及び保健医療技術職員養成修学資金貸付 ・・・・14
(12)建設技術職員養成奨学金貸付 ・・・・15

4 住宅

(1) 雄武町快適住まいづくり支援制度 15

5 水道・下水道

(1)簡易水道料金減免制度 ・・・・・・・・・16
(2)公共下水道料金減免制度 ・・・・・・17
(3)公共下水道補助金制度 ・・・・・・・・・17
(4)公共下水道貸付制度 ・・・・・・・・・・・17
(5)合併処理浄化槽整備事業補助制度 18

6 その他

(1)雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成 18
(2)戸籍住民登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(3)ゴミの出し方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(4)不法投棄は犯罪です ・・・・・・・・・・・・・・・20

※「障がい」の表記について
障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いてひらがな表記にしています。

1 福祉・介護

※平成 25 年４月から各種手帳を所持していない難病患者(130 疾患)も、(6)障害者等日中一時支援、(8)障害者等移動支援、(9)障害者等生活サポート、(10)障害者等日常生活用具給付、(14)補装具費支給、(18)障害福祉サービスの各種制度が必要と認められた場合、対象となります。

(1)重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成

■制度内容

重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費の一部を助成

■助成内容

健康保険が適用される医療費のうち、対象者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事負担額、実費負担額等を除いた額

■対象者

重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母または父及び児童（所得制限等あり）

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

・ 共通～健康保険者証
・ 重度心身障がい者～身体障害者手帳
・ ひとり親家庭～戸籍謄本等

■助成を受ける方法

・ 現物給付～医療機関等窓口へ健康保険者証と併せ受給者証の提示
・ 償還給付～担当窓口へ医療費領収書及び申請書の提出

■担当窓口

福祉給付課保険給付係

(2)災害弔慰金等の支給

■制度内容

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神または身体に著しい障がいを受けた町民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け

■支給内容

○災害弔慰金
・ 500 万円以内（世帯の生計を主として維持していた場合）
・ 250 万円以内（その他の場合）
○障害見舞金
・ 250 万円以内（世帯の生計を主として維持していた場合）
・ 125 万円以内（その他の場合）
○災害援護資金
・ 被害状況により貸付限度額あり（償還期間 10 年）

■対象者

○災害弔慰金
遺族の範囲と順序（配偶者→子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹）
○障害見舞金
該当本人
○災害援護資金
被害を受けた世帯主

■申請等方法

所定の必要書類を提出

■必要書類等

○災害弔慰金
死亡地の官公署が発行する被災害証明書
○障害見舞金
負傷し、または疾病にかかった地の官公署が発行する被災証明書、医師の診断書
○災害援護資金
医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書、所得証明書

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(3)敬老会賄費等助成

■制度内容

高齢者の長寿を祝福する敬老会等の事業に対し、これに要する経費を助成

■助成内容

事業を実施する期日において 75 歳以上の高齢者である者の人数に 2 千円を乗じて算出した額

■対象者

自治会、複数の自治会で構成した連合組織及び介護老人福祉施設

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

自治会長等の署名

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(4)高齢者交通費助成

■制度内容

居宅において生活を営む高齢者の通院等に要する交通費を助成

■助成内容

ハイヤー券（基本料金分）24 枚

※夫婦受給資格者は 18 枚ずつ

※年度途中で対象となった方は、申請月から対象となるため月割で計算し交付

■対象者

・ 75 歳以上で自動車を有していない方
・ 70 歳以上の独居で自動車を有していない方
・ 70 歳以上の方のみの世帯に属する方で、自己及び配偶者が自動車を有していない方
・ 70 歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

印鑑、健康保険者証、前年度で残ったハイヤー券など本人確認ができるもの

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(5)高齢者等入浴優待券交付

■制度内容

オホーツク温泉ホテル日の出岬の入浴優待券を交付

■交付内容

年間 12 枚

※年度途中で対象となった方は翌月から対象となるため、月割で計算し交付。

■対象者

・ 70 歳以上の高齢者
・ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する方
・ 療育手帳Ａ判定を所持する方
・ 精神障害者手帳 1 級を所持する方

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

印鑑、各種手帳、健康保険者証、前年度で残った入浴優待券など本人確認ができるもの

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(6)障害者等日中一時支援

■制度内容

障害者総合支援法に定める市町村地域生活支援事業として、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等について、日中における活動の場を確保することで、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している方の負担軽減を図ります。

■支援内容

・日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援（利用者負担あり）

・入浴サービスの支援（利用者負担あり）
・送迎サービス等の支援（利用者負担あり）

■対象者
身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
各種手帳等

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(7)手話通訳者派遣

■制度内容
障害者総合支援法に基づき、視覚障がい者または音声・言語機能の障がい者と健聴者との意思の疎通を円滑にし、生活・教育・文化活動等の機会の拡大を図るため、手話通訳者を必要とする場合に通訳者を派遣

■支援内容
医療手続や司法手続、教育、労働など様々な場面において手話通訳者を必要とする場合に通訳者を派遣(利用者負担なし)

■対象者
身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者等、聴覚障がい者とのコミュニケーションを必要とする方

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
各種手帳等

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(8)障害者等移動支援

■制度内容
障害者総合支援法に定める市町村地域生活支援事業として、屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時における移動の支援

■支援内容
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動の支援であり、個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援（利用者負担あり）

■対象者
身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
各種手帳等

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(9)障害者等生活サポート

■制度内容
障害者総合支援法に定める市町村地域生活支援事業として、障がい者等の日常生活における家事に対する必要な支援を行います。

■支援内容
日常生活における家事援助（利用者負担あり）
※1 か月あたり 15 時間を限度

■対象者
身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
各種手帳等

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(10)障害者等日常生活用具給付

■制度内容
障害者総合支援法に定める市町村地域生活支援事業として、町内に住民登録のある在宅の障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付

■給付内容
給付の対象となる用具の種目は別に定める用具とし、その対象者は障がい者等とします。ただし、介護保険法により、給付等の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けられる者は対象者から除く（利用者負担あり）

■対象者
障がい者等（用具別に定めあり）
※所得制限あり

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
医師の診断書、見積書、身体障害者手帳等

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(11)重度身体障害者ハイヤー料金助成

■制度内容
身体障害者福祉法第４条の規定による身体障がい者または療育手帳制度要綱第 2 の規定による知的障がい者がハイヤーを利用した場合における基本料金を助成

■助成内容
ハイヤー券（基本料金分）43 枚

■対象者
身体障害者手帳１級または２級の方で、下肢障がい者、体幹機能障がい者、視覚障がい者及び療育手帳がＡ判定の方

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
各種手帳

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(12)身体障害者自動車運転免許取得費助成

■制度内容
身体障がい者が自動車運転免許を取得するのに要した経費の一部を助成

■助成内容
自動車教習所において免許を取得するために要した経費のうち、10 万 5 千円を限度に助成

■対象者
次のすべてに該当する方
・町内に居住地を有する方（学生等については、保護者の居住地）
・身体障がい者であって、障害等級が 4 級以上の方
・免許の取得により自立更生の促進が図られる方

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
身体障害者手帳、教習所が発行した受講承認書(視覚障がい者は公安委員会が発行する予備検査合格証明書)

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(13)身体障害者用自動車改造費助成

■制度内容
重度の身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成

■助成内容
操向装置、駆動装置等の改造に要する経費について、1 件当たり 10 万円を限度として助成

■**対象者**

身体障害者手帳の交付を受けている重度の肢体不自由者で、次のすべてに該当する方

・就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造する必要がある方
・改造助成を行う月の属する前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

■**申請等方法**

所定の申請書を提出

■**必要書類等**

改造の箇所及び経費を明らかにした改造を行う業者の見積書、車検証、運転免許証、身体障害者手帳

■**担当窓口**

福祉給付課社会福祉係

(14)補装具費支給

■**制度内容**

身体障がい者及び身体障がい児の失われた身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能力向上を図るために補装具を購入する場合等の費用を支給

■**支給内容**

総合相談所及び市町村の判定に基づき、別に定める補装具の種類・価格ごとに額を決定し支給（利用者負担あり）

■**対象者**

補装具を必要とする障がい者、障がい児
※所得制限あり

■**申請等方法**

所定の申請書を提出
※申請時に聞き取り調査があります。
※補装具種により、総合相談所の直接判定が必要になります。

■**必要書類等**

医師意見書、見積書、身体障害者手帳、個人番号のわかるもの

■**担当窓口**

福祉給付課社会福祉係

(15)自立支援医療費(更生医療)支給

■**制度内容**

疾病、事故、災害等による身体的損傷に対して医療がなされ、すでに治癒（欠損治癒や変形治癒等の不完全治癒）した方を対象に、日常生活能力、社会生活能力、職業能力を回復・向上・獲得させることを目的として行う医療に要する費用を支給

■**支給内容**

別に定める障がいの種類ごとに額を決定し支給（利用者負担あり）

■**対象者**

18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・平衡機能障がい者、音声・言語・そしゃく機能障がい者、内臓機能障がい者などの方
※所得制限あり

■**申請等方法**

所定の申請書を提出

■**必要書類等**

身体障害者手帳、医師意見書、健康保険者証、個人番号のわかるもの
※人工透析者の場合は、特定疾病療養受療証

■**担当窓口**

福祉給付課社会福祉係

(16)自立支援医療費(育成医療)支給

■**制度内容**

18 歳未満の現に障がいがある、または治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術等の治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に必要な医療に要する費用を支給

■支給内容
別に定める障がいの種類ごとに額を決定し支給（利用者負担あり）

■対象者
18 歳未満の方で、肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・平衡機能障がい者、音声・言語・そしゃく機能障がい者、内臓機能障がい者などの方（所得制限あり）

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
医師意見書、健康保険者証、個人番号のわかるもの

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(17)養育医療費支給

■制度内容
身体の発育が未熟なまま出生した乳児が指定医療機関に入院して治療を行う必要がある場合に、その治療に必要な医療に要する費用を支給

■支給内容
保険が適用されない治療費等（おむつ代、差額室料、文書料等）を除いた額を支給（利用者負担あり）

■対象者
１歳未満の者で、出生時の体重が 2,000g 以下の者及び生活能力が特に薄弱である者

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
医師意見書、健康保険者証

■担当窓口
福祉給付課保険給付係

(18)障害福祉サービス

■制度内容
障がい者及び障がい児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行います。

■支援内容
サービスの利用にあたり、相談や情報の提供、調査などを行い、個々の適正に応じたサービス利用を支援

■対象者
・障がい者～18 歳以上の身体障がい者、
　知的障がい者、精神障がい者
・障がい児～18 歳未満の身体障がい者、
　知的障がい者、精神障がい者

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
非課税証明書、収入額が確認できるもの、社会保険料等の額が確認できるもの、各種手帳等

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(19)児童扶養手当支給

■制度内容
父（または母）と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、母（または父）または養育者に手当を支給

■支給内容
○児童１人の場合
・ 全部支給 ４万 3,070 円
・ 一部支給 ４万 3,060 円～１万 160 円
○児童２人以上の加算額
・ ２人目 全部支給 １万 170 円
　一部支給 １万 160 円～5,090 円
・ ３人目以降１人につき
　全部支給 6,100 円
　一部支給 6,090 円～3,050 円
※所得制限あり

※支給月～1･3･5･7･9･11 月
(各 2 か月分を支給)

■対象者

別に定める支給要件に該当する児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方または 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方）を監護する母若しくは父または父母が監護しない場合において養育する方

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

所得証明書、世帯全員の住民票、戸籍謄本、年金手帳、健康保険者証、申請者の預金通帳、個人番号のわかるもの

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(20)特別児童扶養手当支給

■制度内容

障がいを有する児童の福祉の増進を図るため、児童の父もしくは母または養育者に手当を支給

■支給内容

児童の障がいの程度により支給される額が異なります。

・ 1 級～月額 5 万 2,400 円
・ 2 級～月額 3 万 4,900 円

※特別児童扶養手当における等級であり、各種手帳の等級とは異なります。
※所得制限あり ※支給月～4･8･11 月

■対象者

法令に定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を監護する父若しくは母（どちらか所得の高い方）または父母が監護しない場合において養育する方

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

世帯全員の住民票、戸籍謄本、振込先口座申出書、診断書、個人番号のわかるもの

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(21)緊急通報システム設置

■制度内容

ひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう緊急時の連絡体制づくりを支援

■支援内容

専用のシステム機器等を貸し出し、高齢者等が自宅での急病や事故などの時の連絡手段を確保

■対象者

ひとり暮らしの高齢者等

■申請等方法

所定の申請書を提出（要事前相談）
※申請時に聞き取り調査があります。

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(22)防犯用電話自動応答録音装置購入助成

■制度内容

電話による高齢者を狙った振り込め詐欺などを防ぐため、自動で警告メッセージが流れるほか、通話内容を録音する機器の購入費を助成

■支援内容

1 世帯 1 台とし、1 万 5 千円まで助成

■対象者

満 65 歳以上の単身世帯または高齢者夫婦世帯で町長が特に必要と認める場合としますが、町税などの滞納がない世帯に限ります。

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

印鑑、町内販売店の見積書

■担当窓口

住民生活課住民活動係

(23)家族介護用品支給

■制度内容

在宅において重度の要介護者を介護している世帯に対して介護用品と引き換えのできる給付券を交付

■給付券の内容

町内の登録販売店で介護用品の購入に使用できる月額 6 千円を限度とした券

■対象者

町内に居住地を有しており、次に掲げる全てに該当する方

・ 介護認定を受け、その要介護が 4 または 5 である方を介護している方
・ 要介護者が介護保険施設に入所していない方

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

介護保険者証

■担当窓口

福祉給付課社会福祉係

(24) 介護予防･生活支援サービス事業

■制度内容

介護予防を推進するとともに、自立した生活を確保することができるよう生活に必要な支援を行います。

■支援内容

①訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。
②デイサービスセンターにおいて、生活機能向上のために運動などの訓練を行います。
※具体的な支援内容は、対象者と相談します。

■対象者

要支援または事業対象者の認定を受けている方

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

介護保険証

■担当窓口

福祉給付課保険給付係
地域包括支援センター

(25)精神障害者等通院交通費助成

■制度内容

精神障がい者が治療等のために、道内の医療機関への通院に要する交通費を助成

■助成内容

・バス運賃、JR 普通旅客運賃またはハイヤー料金（路線バスが並行している区間はバス運賃の相当額）の２分の１以内
・自家用車は距離１キロメートルにつき 15 円を上限として実費額

■対象者

町内の自立支援医療（精神通院医療）該当者

■方法

・所定の申請書を提出
・医療機関の領収書等精神科等の通院を証明できるもの、印鑑、振込先口座

■担当窓口

健康推進課保健係

2 子育て

(1)妊活応援事業

■制度内容

・懐妊を希望している夫婦に対する悩みの相談窓口開設
・一般不妊検査・治療費の自己負担及び通院交通費の一部を助成

■対象者

・雄武町に住民登録があり、懐妊を希望している夫婦
・検査、治療費助成は医師から不妊治療をしている証明書発行等申請が必要

■申請等方法

・相談については完全予約対応
・検査、治療費助成は各種要件がありますので、まずは担当窓口にご相談ください

■担当窓口

健康推進課保健係
(母子健康包括支援センターぷちさぽ)

(2)安心出産支援事業

■制度内容

雄武町が発行している妊婦一般健康診査等受診票を用いた妊産婦健診時等の通院交通費の一部を支給

■対象者

出産(早流産)時において、雄武町に住民登録されている方で、上記妊婦一般健康診査等受診票を用いた健康診査を受診した方

■申請方法

分娩後、母子健康手帳等提示とあわせて所定の申請書を提出

■担当窓口

健康推進課保健係
(母子健康包括支援センターぷちさぽ)

(3)子ども医療費助成

■制度内容

子どもの医療費を助成

■助成内容

健康保険が適用される医療費の初診時一部負担金を除いた額

■対象者

高校卒業年度までの子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方）

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

健康保険者証

■助成を受ける方法

・ 現物給付～医療機関等窓口へ健康保険者証と併せ受給者証の提示
・ 償還給付～担当窓口へ医療費領収書及び申請書の提出

■担当窓口

福祉給付課保険給付係

(4)産後ケア事業

■制度内容

産後の母体管理や乳房ケア・授乳指導等、助産師による専門的なケアを提供します。

■支援内容

・ 訪問型：利用者の自宅等におけるケアの提供＜無料＞
・ デイケア型：委託機関におけるケア提供＜無料＞

■対象者

雄武町に住民登録があり、産後 1 年までの産婦及びその乳児

■申請等方法

・担当窓口への事前の申請と利用日程等の調整が必要です。
・委託機関または保健係までご相談ください

■担当窓口
健康推進課保健係
（母子健康包括支援センターぷちさぽ）

(5)新生児等聴覚検査費助成事業

■制度内容
出生後、新生児期等に行われる聴覚検査費用の全額助成

■助成内容
新生児等聴覚検査の初回検査及び確認検査（初回検査の結果再検査が必要と判定された場合）に要する費用を全額助成

■対象者
・令和４年４月１日以降に生まれた新生児
・雄武町に住民登録がある新生児
・雄武町に住民登録がある生後 3 か月までの乳児で、聴覚検査の機会がなかった方

■申請等方法
・これから出生の方：妊娠中期の面談時に受診表を交付
・生後から 3 か月までの方：申請書の提出により受診表を交付
・北海道以外で検査を受けた方：申請書、領収書など必要書類の提出により費用を助成

■担当窓口
健康推進課保健係
(母子健康包括支援センターぷちさぽ)

(6)児童手当支給

■制度内容
次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に手当を支給

■支給内容
・3 歳未満・・・月額１万５千円
・3 歳以上小学校修了前・・・月額１万円
（第３子以降は月額１万５千円）
・中学生・・・月額１万円
※所得制限あり。所得制限以上の人は、児童１人につき月額５千円

■対象者
町内に居住し、住民基本台帳法に基づき登録されている乳児（１歳未満）と同一の世帯に属する保護者

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
健康保険者証、申請者の預金通帳、個人番号のわかるもの

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(7)すくすく赤ちゃん応援助成

■制度内容
乳児の健やかな成長に寄与し、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、紙おむつ・おしりふきと引き換えのできる給付券を交付

■助成内容
町内の登録販売店で紙おむつ・おしりふきの購入に使用できる１万２千円を限度とした券

■対象者
町内に居住し、住民基本台帳法に基づき登録されている乳児（１歳未満）と同一の世帯に属する保護者

■担当窓口
福祉給付課社会福祉係

(8)一時預かり事業

■制度内容
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、若草保育所で一時的に預かり、必要な保護を行います。

■利用内容・料金
・１日預かり～午前８時から午後４時までの８時間(1 回　2,000 円)
・　半日預かり～午前８時から午後４時までの間の

4 時間で食事を要する場合（1 回 1,200 円)

・半日預かり～午前 8 時から午後 4 時までの間の 4 時間で食事を要しない場合（1 回 800 円)

※日曜・祝日など保育所の休所日は除く

※就労が理由の場合の土曜日の利用は、12 時 30 分まで

■対象者

小学校就学前の満 6 か月以降の乳幼児

■利用可能日数

1 週間につき 3 日以内、1 か月 14 日以内

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

印鑑

■その他

利用される方は、事前に要相談

■担当窓口

若草保育所児童保育係（84-2326）

3 教育

(1)スポーツ振興事業補助

■制度内容

各種スポーツにおいて全道・全国大会に出場する者に対し出場経費の一部を補助

■対象者

町内小中高等学校に在籍する児童・生徒、町民（町内在住者）

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

印鑑、大会出場を証明する書類、予算書、出場者名簿

■担当窓口

教育委員会　教育振興課生涯教育係

(2)芸術文化振興事業補助

■制度内容

各種文化活動において全道・全国大会に出場する者に対し出場経費の一部を補助

■対象者

町内小中高等学校に在籍する児童・生徒、町民（町内在住者）

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

印鑑、大会出場を証明する書類、予算書、出場者名簿

■担当窓口

教育委員会　教育振興課生涯教育係

(3)要保護・準要保護児童生徒就学援助

■制度内容

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行います。

■交付内容

・要保護者

医療費及び修学旅行費

・準要保護者

医療費、修学旅行費、給食費、体育実技用具費、学用品費、新入学児童生徒学用品費、入学準備金、クラブ活動費、生徒(児童)会費、PTA 会費

■対象者

生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認める者（準要保護者）

■申請等方法

所定の申請書を提出(準要保護者のみ)

■必要書類等

準要保護認定申請書、所得、資産及び課税状況の閲覧同意書

■担当窓口
教育委員会　教育振興課学校教育係

(4)児童生徒検定チャレンジ促進助成

■制度内容
雄武町立小中学校に在学する児童生徒の検定試験の受験費用を助成

■交付内容
日本漢字能力検定試験、実用算数技能検定、実用英語技能検定及び小中学校長が推奨する資格取得試験受験料の全額を助成

■対象者
該当する検定試験を受験する児童生徒の保護者に対し助成金を交付

■申請等方法
所定の申請書を提出

■必要書類等
申請書、受験料を明らかにする書類

■担当窓口
教育委員会　教育振興課学校教育係

(5)雄武高等学校生徒資格取得支援助成

■制度内容
雄武高等学校に在学する生徒の検定試験または資格取得試験の受験費用を助成

■交付内容
雄武高等学校が奨励している検定試験または資格取得試験の受験料または手数料全額を助成（ただし、合格することが条件）

■対象者
該当する検定試験または資格取得試験を受験する生徒の保護者に対し助成金を交付

■申請等方法
学校長に対し委任状を提出（学校長が代わって申請）

■必要書類等
委任状

■担当窓口
教育委員会　教育振興課総務管理係

(6)雄武高等学校入学支援助成

■制度内容
雄武高等学校への入学時（編入などを含む）において、学校が指定する制服の購入費用等を助成

■交付内容
生徒 1 人につき 12 万円(上限額)を助成

■対象者
雄武高等学校に入学(編入などを含む)する生徒の保護者に対し、助成金を交付

■申請等方法
学校長に対し委任状を提出（学校長が代わって申請）

■必要書類等
委任状、購入費用を明らかにする書類

■担当窓口
教育委員会　教育振興課総務管理係

(7)雄武高等学校見学旅行参加助成

■制度内容
雄武高等学校に在籍する生徒の見学旅行参加費用の一部を助成

■交付内容
生徒 1 人につき 5 万円を助成

■対象者
雄武高等学校に在籍する生徒の保護者に対し、助成金を交付

■申請等方法

学校長に対し委任状を提出（学校長が代わって申請）

■必要書類等

委任状

■担当窓口

教育委員会　教育振興課総務管理係

(8)雄武高等学校卒業生奨学金制度

■制度内容

雄武高等学校を卒業後、大学、短大、専門学校に進学する生徒に対して修学に必要な資金の給付又は貸付をする。

■給付内容等

給付型奨学金　月額３万円
就学貸付金　100 万円以内（無利息）

■対象者

雄武高等学校を卒業後、翌年度又は翌々年度に大学等に進学した方（就学貸付金は世帯の所得制限有）

■申請等方法

学校長を経由して申請書を提出

■必要書類等

大学等の進学に関するレポート、合格通知、世帯の住民票及び所得証明（貸付金のみ）、連帯保証人の印鑑証明及び所得証明など

■担当窓口

教育委員会　教育振興課総務管理係

(９)雄武高等学校卒業生新生活応援給付金制度

■制度内容

雄武高等学校を卒業した生徒が新生活を開始する準備に対し、必要な資金を援助する。

■給付内容

１人につき 10 万円

■対象者

雄武高等学校を卒業した方で、雄武高等学校卒業生奨学金制度の奨学金の給付を受けない方

■申請等方法

学校長を経由して申請書を提出

■必要書類等

申請書、請求書

■担当窓口

教育委員会　教育振興課総務管理係

(10)学校給食費助成

■制度内容

雄武町立小中学校に在籍し、町内に住所を有する児童生徒の学校給食費を助成

■交付内容

学校給食費の全額を助成

■対象者

雄武町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し助成金を交付。ただし、生活保護法に規定する教育扶助を受けている方、要保護・準要保護児童生徒就学援助を受けている方を除く。

■申請等方法

年に１回、交付申請書を提出

■必要書類等

印鑑

■その他

その他、必要な事項は別途通知

■担当窓口

教育委員会　教育振興課学校給食係
学校給食センター（84-2923）

(11)医師及び保健医療技術職員養成修学資金貸付

■制度内容

将来、医師または保健医療技術者※となり、雄武町の職員として勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金の貸付を行い、優秀な医師または保健

医療技術者を育成するとともに、その充足を図ります。
※保健医療技術者～薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士

■貸付内容
・ 貸付金額～月額８万円以内
・ 貸付期間～8 年以内（在学期間）
※無利子での貸付

■対象者
学校教育法等※に規定する大学等に在学する方
※それぞれの資格により、学校教育法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、診療放射線技師法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律、臨床工学技師法に規定する大学等になります。

■申請等方法
連帯保証人２人を定め、所定の申請書を提出

■必要書類等
在学証明書、履歴書、戸籍謄本または住民票の謄本、健康診断書、写真（正面、脱帽、胸から上の最近６か月以内に撮影した縦４㎝、横３㎝）

■その他
職員となった場合等は、返還が免除となることもありますが、貸付条件を満たせなかった場合は返還となります。

■担当窓口
総務課職員厚生係

(12)建設技術職員養成奨学金貸付

■制度内容
将来、建設技術職員（土木技師及び建築技師）となり、雄武町の職員として勤務しようとする方に対し、修学に必要な資金の貸付を行い、優秀な人材を育成するとともに、その充足を図ります。

■貸付内容
①入学支度金（入学金と入学１年時の授業料の合計額）
・大学に入学した者～80 万円以内
・専修学校、高等専門学校または短期大学に入学した者～40 万円以内
②修学資金
・土木技師にあっては、月額８万円以内
・建築技師にあっては、月額 10 万円以内
※それぞれの貸付期間は８年以内、無利子での貸付

■対象者
学校教育法に規定する専修学校、高等専門学校、短期大学または大学において、土木に関する学科を専攻する者（土木技師）及び建築に関する学科を専攻する者（建築技師）

■申請等方法
連帯保証人２人を定め、所定の申請書を提出

■必要書類等
在学証明書、履歴書、戸籍謄本または住民票の謄本、健康診断書、写真（正面、脱帽、胸から上の最近６か月以内に撮影した縦４㎝、横３㎝）

■その他
職員となった場合等は、返還が免除となることもありますが、貸付条件を満たせなかった場合は返還となります。

■担当窓口
総務課職員厚生係

4 住宅

(1)雄武町快適住まいづくり支援制度

■制度内容
町民が快適に生活するための住宅の整備を行う方に対し、補助金を交付

■対象者
雄武町住民基本台帳に登録されている方または今後町内に居住しようする方で、次の期間以上、その住宅に居住される方
・ 新築工事、増築工事、改築工事及び中古住宅の購入は 10 年以上居住が確約できる方
・ 改修工事は５年以上居住が確約できる方

■補助金額

・新築工事、増築工事及び改築工事
対象床面積 1m^2 当たり 1 万 5 千円（ただし、補助金総額は 200 万円が限度）

・中古住宅の購入
対象床面積 1m^2 当たり 7,500 円（ただし、補助金総額は 100 万円が限度）

※例～中古住宅を購入し、同時に改修工事を行う場合の補助金限度額は 200 万円

※対象となる中古住宅は、固定資産税評価額 200 万円以上の住宅で固定資産税評価額の証明が必要（評価額は「住宅」部分のみが対象）

・ 改修工事
改修工事費の 3 分の 1 以内とし、上限は 1 住宅につき 100 万円が限度

※すでに改修工事で補助金を受けた方は今まで受けた額と合わせて 100 万円が限度

■補助金の加算

・新築工事または住宅を購入する場合
⇒同居する中学生以下の子供 1 人に対し 20 万円を加算。

・オホーツク総合振興局管内認証木材を使用した新築工事の場合
⇒認証木材使用量 1m^3 当たり 1 万 5 千円を加算

■補助金の制限

・住宅の新築工事及び新築建て売り住宅の工事業者については、町内外の業者について制限しません。（ただし、町外業者が行う工事は、補助金額が 2 分の 1 になります）

・増築工事、改築工事、改修工事の工事業者については、雄武町に事業所を置く建築業登録事業所のうち経営者が雄武町住民基本台帳に登録されている事業所に限ります。（町外業者が行う工事は、補助金の交付を受けられません）

・すべての工事または購入は当該年度の 2 月末まで完了することとします。

※すでにこの制度で補助金を受けている場合で居住確約期間を経過していない場合は、新築工事、増築工事、改築工事及び中古住宅購入の補助を受けることができない場合があります。

■制度の期間

平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

■担当窓口

建設課建築係

5 水道・下水道

(1)簡易水道料金減免制度

■制度内容

家庭用の用途で使用している水道料金について、対象となる世帯に減免制度を実施

■減免内容

簡易水道料金減免措置基準額 (消費税率 10%込)

減免前	水量	基本料金
口径 13mm	10m^3/月まで	2,570 円
口径 20mm	10m^3/月まで	2,590 円
減免後	水量	基本料金
口径 13mm	5m^3/月まで	1,010 円
口径 20mm	6～10m^3/月まで	2,020 円

・ 水量 10m^3 を超過した場合は、減免後の基本料金 2,020 円に 1m^3 につき 250 円が加算となります。

※消費税法に基づく総額表示(消費税相当額を含む金額)であるため、端数処理の関係により、上記の内容で求めた金額と実際の請求金額が異なる場合があります。

■対象者

○老人世帯（町民税非課税世帯）

・ 65 歳以上のひとり暮らし世帯

・ 65 歳以上(配偶者は 60 歳以上)の夫婦世帯

・ 65 歳以上の方のみで構成された世帯

※いずれも 18 歳未満の子と同居していても対象

○ひとり親世帯

・ ひとり親家庭で児童扶養手当受給世帯

○身体障がい者世帯（町民税非課税世帯）

・ 世帯主が身体障害者手帳 1 級または 2 級の世帯

○そのほか上記に準ずる世帯

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

各種証書（児童扶養手当証書、身体障害者手帳）

■担当窓口

上下水道課水道業務係

(2)公共下水道料金減免制度

■制度内容

家庭用の用途で使用している下水道料金について、対象となる世帯に減免制度を実施

■減免内容

公共下水道料金減免措置基準額(消費税率 10%込)

	水量	基本料金
減免前	10m^3/月まで	1,830 円
減免後	5m^3/月まで	730 円
	6～10m^3/月まで	1,470 円

・ 水量 10m^{3}を超過した場合は、減免後の基本料金 1,470 円に 1m^3 につき 170 円が加算となります。

※消費税法に基づく総額表示(消費税相当額を含む金額)であるため、端数処理の関係により、上記の内容で求めた金額と実際の請求金額が異なる場合があります。

■対象者

○老人世帯（町民税非課税世帯）

・ 65 歳以上のひとり暮らし世帯

・ 65 歳以上(配偶者は 60 歳以上)の夫婦世帯

・ 65 歳以上の方のみで構成された世帯

※いずれも 18 歳未満の子と同居していても対象

○ひとり親世帯

・ ひとり親家庭で児童扶養手当受給世帯

○身体障がい者世帯（町民税非課税世帯）

・ 世帯主が身体障害者手帳 1 級または 2 級の世帯

○そのほか上記に準ずる世帯

■申請等方法

所定の申請書を提出

■必要書類等

各種証書（児童扶養手当証書、身体障害者手帳）

■担当窓口

上下水道課水道業務係

(3)公共下水道補助金制度

■制度内容

既設便所及び既設排水設備を自己資金により、下水道の供用開始となった日（自己の敷地内に隣接した位置に役場において公共の下水道桝を設置した次年度の４月１日）から３年以内に改造した方を対象に補助金制度を実施

■補助内容

○補助金の額

		水洗便所1 基と排水設備	水洗便所2 基と排水設備	排水設備のみ
供用開始日から	1 年以内	6 万円	10 万円	2 万円
	2 年以内	3 万円	5 万円	
	3 年以内	1 万 5 千円	2 万 5 千円	

※排水設備のみには、既設のし尿浄化槽及びこれに付随する排水設備を廃止し、新たに排水設備の改造工事を行った場合も含む

■申請等方法

所定の申請書を提出

■担当窓口

上下水道課下水道係

(4)公共下水道貸付制度

■制度内容

既設の便所を水洗便所に改造するため及び排水設備の設置に係る改造資金について、貸付制度を実施。貸付制度には無利子貸付制度と有利子貸付制度の 2 つの制度があります。

■貸付限度額

・ 水洗便所 1 基につき 40 万円(1 戸につき 2 基までとし、集合住宅は 1 世帯に 1 基)

・ 排水設備 1 件につき 20 万円

※1 戸建て住宅で水洗便所 1 基及び排水設備の両方を改造する場合の貸付限度額は 60 万円

■貸付利息

・ 無利子貸付制度の場合

下水道の供用開始から 3 年以内の場合は無利子貸付

※利息は町が負担

・ 有利子貸付制度の場合

下水道の供用開始から 3 年が経過した場合は有利子貸付。利息は、雄武町が無利子貸付制度において各金融機関に利子補給する率の 2 分の 1 が自己負担

※令和 4 年度は、年 1.3%の貸付利息となりましたので、これの 2 分の 1 に相当する 0.65%が自己の負担となります。

※貸付利息の利率は毎年 3 月に決定します。

■償還方法

60 か月以内の元金均等の月賦償還。ただし、排水設備のみの資金は 20 か月以内。有利子貸付制度の場合、利息分の償還方法については、貸付を受ける金融機関との協議となります。

■取扱金融機関

北見信用金庫雄武支店、稚内信用金庫雄武支店、雄武漁業協同組合

■申請等方法

連帯保証人 1 人を定め、所定の申請書を提出

■必要書類等

連帯保証人の印鑑（印鑑証明書の印）

■担当窓口

上下水道課下水道係

(5)合併処理浄化槽整備事業補助制度

■制度内容

①住宅に合併処理浄化槽を設置する費用に対する補助

②浄化槽の維持管理に要する費用に対する補助

■対象者

①雄武町住民基本台帳に登録されている方で、合併処理浄化槽を町内業者によって設置される方

②雄武町住民基本台帳に登録されている方で、合併処理浄化槽の保守点検及び水質検査を実施している方

■対象地区

雄武町内において、下水道法の規定による認可を受けた区域以外の区域

■対象となる工事等

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、同法第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合し、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で次の機能を有するもの

・ 生物化学的酸素要求量除去率 90%以上のもの

・ 放流水の生物化学的酸素要求量が 20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの

■補助金額

①設置費用に 100 分の 95 を乗じた額で次の表を限度

区　分	補助金限度額
5 人槽	130 万円
7 人槽	160 万円
10 人槽以上	200 万円

②合併処理浄化槽維持管理費用（浄化槽法第 11 条第 1 項に規定する水質に関する検査料及び保守点検料に要する費用）【上限 2 万 5 千円】

■担当窓口

住民生活課環境衛生係

6 その他

(1)雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成

■制度内容

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にオホーツク紋別空港―羽田空港間の航空機に搭乗した町民等に対し、助成金を交付

■交付内容及び対象者

・ 町民（親権者が雄武町民で町外の学校に通学する生徒や学生、町民以外で町内の学校への通学する生徒を含む）に対し、片道 1 万円、往復 2 万円（小児料金の適用を受けた場合は、この

半額）の助成金を交付

・町民以外で、町内の企業に通勤し企業用務のために利用する場合や、道外在住者が町内のホテルや旅館、親戚・知人宅に宿泊した場合は、片道５千円、往復１万円（小児料金の適用を受けた場合は、この半額）の助成金を交付

※助成金よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を交付

■申請等方法

搭乗後 60 日以内に所定の申請書を提出

■必要書類等

ご搭乗案内（ピンク色）または搭乗証明書、住所が明記された公的身分証明書（運転免許証や健康保険者証などの写し）、申請者と搭乗者が異なる場合（親子・親族関係に限る）は関係を証明できる戸籍証明や住民票、印鑑、預金通帳など口座番号がわかるもの

※雄武町民については添付書類を一部省略できる場合があります。

■担当窓口

財務企画課企画調整係

(2)戸籍・住民登録

■戸籍に関する主な届け出

種類	届出期間	必要なもの
出生届	出生の日から数えて 14 日以内	出生証明書、届出人の印鑑、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から７日以内	死亡診断書、届出人の印鑑
婚姻届	期間の定めはありません	届出人の印鑑 ・雄武町に本籍がない人は戸籍謄本

※婚姻届の時は、届出書をお持ちになる人の本人確認書類が必要

■住所変更の届出

種類	届出期間	必要なもの
転入届	町内に住み始めてから 14 日以内	転出証明書、個人番号カード（お持ちの人のみ）
転出届	転出する日の 14 日前から転出する日まで	印鑑登録証（登録者のみ）、個人番号カード（お持ちの人のみ）
転居届	転居した日から 14 日以内	個人番号カード（お持ちの人のみ）

※本人確認書類が必要です。

※代理人の場合は委任状が必要です。

※外国人の人は在留カードをお持ちください。

■各種証明書

種類	必要なもの	手数料	
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	本人確認ができる書類	1 通 450 円	・本籍が雄武町にあることが必要です。 ・戸籍謄本などの請求は戸籍に記載されている人の配偶者か直系尊属、卑属などに限られます。
除籍謄本 改製原戸籍		1 通 750 円	
戸籍の附票		1 枚 200 円	
身分証明書		1 通 300 円	・本籍が雄武町にあることが必要です。 ・本人のみ請求可能です。
住民票の写し		1 人 200 円	・請求は、本人または同じ世帯の方などに限られます。
印鑑登録証明書	印鑑登録証	1 通 300 円	・印鑑登録証をお持ちいただかないと発行できません。

■担当窓口

住民生活課戸籍住民係

(3)ごみの出し方

■ごみの出し方のルール

①「生ごみ」はピンク色の指定袋、「燃やせるごみ」は青色の指定袋、「燃やせないごみ」は黄色の指定

袋、「ビン」は緑色の指定袋、「ペットボトル」はオレンジ色の指定袋、「プラスチック」は赤色の指定袋、「空き缶」は透明又は半透明の袋、「粗大ごみ」は粗大ごみシールを 1 品ごとに貼り付けて出してください。「紙類」は種類ごとに束ねてヒモで十字に縛って出して下さい。

②収集日の朝 8 時までに自宅付近のごみステーションに出してください。

■スプレー缶・カセットボンベの出し方

中身を使い切って、穴を開けずに透明・半透明の袋に入れて、資源ごみの収集日に出してください。空き缶の袋とは別の袋に入れて出してください。

■一時的な多量ごみ

引っ越しなどで一時的に多量に出たごみは、ごみステーションに搬入せずにご自身で処分場に運ぶか、ごみ収集業者に処理を依頼してください。

■容器包装プラスチックの分別方法

「容器包装プラスチック」が「燃やせないごみ」に混入している割合が高くなっています。汚れていても、食器洗い時の残り水などで固形物が目立たなくなる程度に洗うことで、料金が安価な「容器包装プラスチック」の袋で出すことができます。

■担当窓口

住民生活課環境衛生係

(4)不法投棄は犯罪です

不法投棄は、決められた場所以外に「ごみ」を捨てることを言います。雄武町では、すべての不法投棄について警察に通報しています。

ごみの不法投棄は、法律に違反した犯罪行為で、５年以下の懲役もしくは 1,000 万円(法人は 3 億円)以下の罰金、または併科となります。絶対に不法投棄はやめましょう！

■担当窓口

住民生活課環境衛生係

雄武町民憲章（町民の誓い）

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、― すこやかに、なごやかに、まめやかに ― 励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

一、自然を生かし　住みよい環境をつくります。

一、きまりを守り　明るい社会をつくります。

一、ともに助け合い　楽しい職場をつくります。

一、元気に働き　豊かな家庭をつくります。

一、希望に生き　たくましい雄武町民となります。

昭和四十六年三月十九日制定

この「暮らしの支援情報」は、雄武町が行う行政サービスのうち、町民の皆さんに関わりの深い補助制度や減免制度の情報をまとめたものです。

掲載している行政サービスの各項目に担当窓口を記載していますので、不明な点がありましたら問い合わせ願います。

なお、掲載している情報は令和４年４月現在のものですが、発行後の制度変更などにより、掲載内容が現状と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

暮らしの支援情報

（令和４年度版）

発行・編集　／　雄武町総務課情報統計係

発 行 年 月　／　令和４年５月